2025年度「がん診療」に該当する症例　審査基準　（更新申請者用）

2025年4月1日

新規申請の際に提出する「がん治療」症例の基準とは異なる点がありますのでご注意ください。

「担当医」とは、診断や治療（手術、薬物療法）などに責任を持って加わり（主治医や指導医など）、その症例の診療計画に参画された場合をさします。
単なる見学や助手的な関与は認められません。（チームでの診療を含め、責任をもって術前、術後の診療を行った場合のみ「担当医」と認められます。）

	審査基準	可の例	不可の例
対象疾患	固形がん、血液の悪性腫瘍、 肉腫などの悪性新生物 （ICD10；C00-C97、D00-D09） 【がん治療認定医（歯科口腔外科）に申請の場合】臨床歯科口腔外科として認められた診療領域[口唇，頬粘膜，上下歯槽，硬口蓋，舌前3分の2，口腔底，軟口蓋，顎骨[顎関節を含む],唾液腺[耳下腺を除く]に限る。ただし、口腔ケアに限り他領域の癌症例でも可。	･GIST ･カルチノイド ･IPMN ･胸腺腫 ･腹膜偽粘液腫	･良性腫瘍 （髄膜腫、神経鞘腫など） ･過誤腫 ･肉芽腫 ･日光角化症
年齢	対象となるがん疾患での初診時あるいは診断時年齢（再発あるいは再燃での診療では再発、再燃での初診、診断時年齢）		
がん診療	・手術 ・薬物療法 ・放射線治療 ・化学放射線療法 ・緩和治療 （支持療法や合併症対策を含む） ・IVR ・内視鏡的治療 ・再建手術 ・免疫療法 （保険診療で認められるなど、エビデンスが明確であるものに限る） ・画像診断※ ・がん検診※ ・経過観察 ・造血幹細胞移植 ・ラジオ波焼灼療法 ・放射線診断※ ・病理診断※ ・内視鏡診断※ ・腫瘍マーカー診断※ ・がん患者のリハビリテーション ・健康診断※ ・セカンドオピニオン ・がんゲノム医療 ・口腔ケア｛がん治療認定医（歯科口腔外科）に申請の場合に限る｝ 注）上記に記載のないものについては、 申請後、資格審査委員会にて審査する＊。	※診断・健診・検診については「がんと確定診断された場合のみ」認める。 （前がん病変などは認められないことがありますのでご注意ください。）	

＊資格審査委員会で不適格とされる場合がありますので、予備（5例まで）の症例を登録されることをお勧めします。